

公衆浴場業・旅館業営業者の皆さんへ

営業者の皆さんには、『利用者に安全なお湯を提供する』ための安全管理の徹底が求められています。

レジオネラ属菌を侵入させたり増殖させたりしないよう、毎日の清掃・維持管理に努めること。

方法はその施設の構造により異なりますので、詳細は保健所にお尋ねください。

日常管理の効果検証のため、年に1回以上（連日使用型循環浴槽は年に2回以上）水質検査を実施すること。

水質検査でレジオネラ属菌が検出された場合は、速やかに保健所へ届け、管理方法を見直すこと。

県条例に基づく義務

今後は、毎年4月30日までに前年度（前年4月1日～翌3月31日）実施した水質検査結果を報告するようお願いします。

報告徴収

水質検査結果は、その成績書を施設内に掲示するなどの方法により、皆さんが施設の安全管理に努めていることを利用者にアピールする材料として、積極的に活用しましょう。

「レジオネラ症は感染症です。」

レジオネラ症は、レジオネラ属菌*が原因で起こる感染症です。

菌に汚染されたエアロゾル（目に見えないほど細かい水滴）の吸引により感染する可能性があります。

感染性はさほど強いものではありませんが、乳幼児や高齢者、病人など抵抗力が低下している人に発症のおそれがあるといわれています。

ポンティアック熱	主な症状は、発熱、寒気、筋肉痛。一般に軽症で数日で治ることが多い。 (自然治癒型)	潜伏期間は1～2日
レジオネラ肺炎	主な症状は、悪寒、高熱、全身倦怠感、頭痛、筋肉痛、胸痛、呼吸困難、下痢、意識障害。 重症になると死亡することも。	潜伏期間は1週間前後

*レジオネラ属菌

- ・ 土壌、河川、湖沼など自然環境に生息し、一般にその菌数は少ないが、土ぼこりとともに浴槽水などに混入すると増殖しやすい。
- ・ 微生物が繁殖してできるバイオフィルム（生物膜、ぬめり）が格好の繁殖場所となっている。
- ・ 60 以上では死滅するほか、殺菌方法は塩素が有効といわれている。

「岩手県では、入浴施設の管理基準を条例で定めています。」

多くの方が利用する公衆浴場や旅館・ホテルの入浴施設について、このレジオネラ属菌を防除するため、次のように、施設の営業者が講ずべき衛生措置の基準を条例で定めています。

また、各施設にマッチした適切な管理が導入されるよう、営業者自らが年に1回以上の水質検査により日常の衛生管理の適否を検証し、菌が検出された場合は保健所に届け出て指導を受け、よりの確な管理方法を導入するための仕組を規定しています。

水質基準	レジオネラ属菌が10CFU/100ml未満* (*公定検査方法で菌が検出されないレベルを意味する。「CFU=集落形成単位」)
管理の基準	・水質基準に適合すること。 ・連日使用型浴槽は、1週間に1回以上完全入替えと消毒・清掃を行うこと。 ・連日使用型浴槽以外の浴槽は、1日1回以上換えること。 ・連日使用型浴槽の湯水を、エアロゾルを発生させるジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等に使用しないこと。 ・循環ろ過装置にはヘアーキャッチャーを設置するとともに装置の消毒、汚れの排出を1週間に1回以上おこなうこと。 ・浴槽に直接注入する温水(60 未満)を貯湯槽に滞留させないようにすること。 ・露天風呂の浴槽水が室内の浴槽水に混じらないようにすること。
水質検査	日常の管理が適切に行われているか、年に1回以上(連日使用型循環浴槽は年に2回以上)検査すること。
保健所への届出	検査結果が水質基準を超えた場合は、保健所へ届け出ること。

- ・ 菌が検出された浴槽は、水質基準に不適合ですので、改善(=不検出)が確認されるまで使用を自粛いただいております。
- ・ 皆さんが日常不断の衛生管理に努めていくことが、施設の安全性を高め、利用者の信頼を得ることにつながっていきます。